

市立幼稚園における特別支援教育等  
に関する検討委員会

＜第 3 回会議資料＞

令和 3 年（2021 年）7 月 9 日（金）

午後 2 時～

熊本市役所 議会棟 2 階 議運・理事会室

熊本市教育委員会

## 本日の審議事項

### 審議内容

#### (本日の審議内容)

#### ○幼小連携の推進について

- ・幼児期から小学校への円滑な就学のための幼小接続カリキュラム（「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」）の更なる推進と活用のための具体的取り組みについて
- ・特別な配慮を必要とする幼児の円滑な就学の連携のあり方と連携の共通ツール「移行支援シート」「就学支援シート」の更なる活用のための具体的取り組みについて
- ・その他、幼児期からの円滑な就学のために市立幼稚園が担う役割について

#### ○幼稚園教諭等の資質向上について

- ・幼稚園教育要領の理解と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導のための、市立幼稚園における研修の充実及び市立幼稚園を活用した研修機会の提供について
- ・特別な配慮を必要とする幼児に対する幼稚園教諭等の理解促進と指導力向上に関する具体的取り組みについて

## 幼小連携の推進について

### ①【継続】幼小連携の充実

平成29年3月の幼稚園教育要領の改訂で示された幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有することにより幼小接続を推進していく。

#### ア 教育内容の連携（幼小接続カリキュラムの推進と実践活用）

平成29年3月に策定した熊本市版幼小接続カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）を公開している。

##### 方向性（案）

幼稚園教育要領の改訂に伴い、「熊本市版幼小接続カリキュラム」を改訂し、幼児教育施設\*等に活用を促す。

### イ「幼小中連携の日」の充実

同一中学校区内の幼児教育施設等・小学校・中学校がそれぞれの教育活動や子どもたちの実情について理解を深めることで、「目指す子ども像」を共有するとともに、各学校等の段階に応じた役割を明確にして、子どもの学びや育ちの連続性を重視した教師の指導力を高める機会とする。また、校区内の幼児教育施設職員が参加による合同研修会や情報交換会、園及び学校間の保育参観や授業参観を実施している。

「幼小中連携の日」（6月・10月・1月）（R3現在）

○幼小中連携カリキュラムの作成 18校区

##### 方向性（案）

幼小中連携の日における幼児教育施設の参加が校区によってバラつきがあり小学校との交流の機会に差がある。より多くの幼児教育施設の職員が参加できるよう、各校区担当職員が幼児教育施設に広く周知を行う。また、全中学校区において幼小中連携カリキュラムの作成を促していく。

### ウ 幼児・児童の交流

指導計画に基づいた交流活動の実施とその内容の公開を実施している。具体的には、園児と小学生の交流として、学校探検・栽培活動・行事活動交流（音楽会等）合同遠足・遊びの交流（昼休み砂場遊び 鬼ごっこ等）を実施している。また、ナイスライによる園児と中学生の交流、保育体験、絵本読み聞かせ、遊びの会（外遊び 折り紙遊び 制作遊び）を実施している。

##### 方向性（案）

・幼児・児童生徒との交流や異年齢での触れ合いを通じて、互いの存在に関心をもち、幼児には就学の意欲や憧れの気持ちを育み、児童生徒には年下の優しさや思いやりの気持ちを育む等、幼児・児童生徒の気持ちをつなげていく。  
・コロナ禍での交流活動の手法を研究するとともに、ICTなどを活用した取組を推進する。

### エ 幼児期の育ちの引継ぎと情報の共有

毎年1月～2月ごろ学級編制の参考とするため、就学する小学校と幼児教育施設において連絡会を実施し、幼児の継続した支援を目的に幼児の情報を共有している。

\* 幼稚園、保育所、認定こども園

### **方向性（案）**

小学校の学級編制のために貴重な連携の場であるため今後も継続するとともに、より有効な活用ができるよう実施のあり方について検討していく。

### **オ その他**

・市立幼稚園は、日常的な実践の様子を小学校や幼児教育施設等に公開する日や期間を設け、情報交換の場を提供するなど、幼児教育施設同士の連携や幼児教育施設と小学校との連携を図る。

## **②【拡充】移行支援シート等の活用**

円滑な就学のため「移行支援シート」を活用した引継ぎを促進する。令和2年度「移行支援シート」を活用した引き継ぎ率は68.4%であり、幼児によっては確実な引継ぎが行われていない状況である。

### **方向性（案）**

「移行支援シート」等を活用した引き継ぎ率を上げるため、「移行支援シート」等の必要性和活用について市内の幼児教育施設に向けた周知啓発を行う。

## **幼稚園教諭等の資質向上について**

### **①【継続】園内研修及び合同研修の実施**

教諭の専門性を高め、指導力向上のための研修として、園内研修、市立幼稚園 6 園合同による実践的研究、幼小合同研修会等の成果の発信を行う。

#### **方向性（案）**

- ・市立と私立が協働して資質・能力の向上を図る幼小合同研修を開催し、情報共有や意見交換の機会を充実する。
- ・市立幼稚園及び私立幼稚園等と小学校教諭の合同研修を継続する。

### **②【継続】経年者研修・派遣研修の充実**

現在、市立幼稚園の教諭を対象とした経年者研修と臨時的任用職員を対象とした臨任専門研修（1～2 年目）が実施されている。しかし、ベテランの臨時職員を対象とした研修の機会がなく、今後多様化する教育的ニーズに適切に対応するための学ぶ機会が少なく研修機会の確保が必要である。

#### **方向性（案）**

- ・臨任3年目以降の職員への臨任専門研修受講機会を拡大する。
- ・自己啓発研修（オンライン）への参加募集や呼びかけを行い研修の機会を確保する。
- ・小学校教科研究会とのつながりによる教育・学習内容とスキルの共有を図る。

### **③【新規】幼稚園教育要領の理解促進と指導力向上**

幼稚園教育要領改訂に伴い、新しく改訂された「幼児期において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識したカリキュラムマネジメントの実践を行い、指導方法の改善とその成果の発信を行う。

#### **方向性（案）**

平成29年度に改訂された幼児教育要領の趣旨や理念の更なる理解と、小中学校・学習指導要領までの全体を見通した教育の在り方を検討し、学びをつなぐが必要である。

- ・幼稚園教育の実績のある退職教員を幼稚園へ派遣し助言指導を行うステップアップサポーターを配置する。
- ・研究員活動、特別支援教育部会への幼稚園教諭研究員の位置づけの整理が必要である。
- ・幼稚園教育理解促進事業（文科省幼児教育課）への担当指導主事の参加と各園への内容周知が必要である。
- ・小中学校だけでなく、幼稚園教諭にも研究員の特別支援教育部会へ位置付けることで、特別支援教育の専門的な知識を学ぶだけでなく、小中学校の学習内容や方法を学ぶ機会となり、小中学校まで全体を見通した幼児教育の在り方を学ぶことができる。
- ・小中学校では担当の指導主事が文科省より教育課程協議会の場で、学習指導要領の趣旨等について学ぶ機会がある。そこで、幼稚園担当の指導主事を配置し、幼稚園担当主事・担当者会議及び幼稚園教育理解推進事業（文科省幼児教育課）で幼稚園教育要領について学ぶ機会を確保し、各園へ周知や説明、研修を行う。

## ④【拡充】特別な教育的支援が必要な子どもに対する教諭等の理解促進と指導力向上

### 方向性（案）

- ・総合支援課との連携を図りながら、教育センターで実施している特別支援教育研修の充実を図る。
- ・幼稚園教諭の特別支援研修への参加を呼びかける。
- ・令和3年度、教育センター主催の自己啓発研修・特別支援研修は年4回実施予定である。

第1回は入門編、第2回は授業づくり、第3回は医学的視点からの支援、第4回はICTを活用したコミュニケーションと様々な視点からの研修を企画し、総合支援課主催の研修内容と重ならないよう、連絡調整も行っている。令和4年度以降もこのような研修を位置付けながら、幼稚園教諭の参加を呼びかけ、理解の促進と指導力の向上を図っていく。

## ⑤【拡充】特別支援学校教諭免許取得の奨励

### 方向性（案）

幼稚園教諭（臨時的任用除く）の内、特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対し、「教育職員免許法認定講習」及び「通信教育等による免許取得」について周知し、免許取得を推奨する。その際、市教委が実施する研修を一部免除する等、受講者の負担軽減に努める。